



平成 27 年 3 月 12 日

各 位

株式会社 大塚家具  
代表取締役社長 大塚 久美子  
(JASDAQ・コード番号 8186)  
問い合わせ先  
総務部法務担当部長 番 英一  
電話 03-3599-3267

## コーポレートガバナンス・コードに対する当社の考え方と

### 第 44 回定時株主総会における議決権行使のお願い

3 月 5 日に金融庁により公表されました「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(以下、「コーポレートガバナンス・コード」といいます。)の確定にともない、当社におけるコーポレートガバナンスへの姿勢と今回の委任状勧誘との関連について株主の皆様にご報告いたします。

現社長である大塚久美子は、2014 年 7 月、取締役会において、現会長である大塚勝久氏(以下「勝久氏」といいます。)からの動議によって、反対する社外取締役らの声を無視して、社長職を解任されました。その後、勝久氏の経営のもと、採算性を度外視した多額な広告宣伝費を投入するなど、大塚久美子の進めてきた戦略とは全く異なる方向に経営を推し進めた結果、当社は 4 期ぶりの営業赤字に転落してしまいました。

この間、大塚久美子は、企業価値の維持・向上に向けて、取締役会において再三にわたって放漫な広告費支出の問題点を指摘すると共に、市場に対する説明責任の履行を求めました。これら的大塚久美子からの要請に加えて、社外役員らからも勝久氏に対し、各経営施策の合理性についての適切な説明やコンプライアンスの強化等を求める声があったにもかかわらず、勝久氏は、自らの経営方針及び手法に問題はないという立場に終始し、このような声に対する真摯な対応を怠りました。

社外役員を含む多くの役員からの要望を顧みることなく、経営執行のトップが独断専行を行うという上場会社としてのガバナンスが機能不全に陥ろうとする状況の中で、2015 年 1 月の当社取締役会において、社外取締役全員を含む過半数の取締役の決議により、大塚久美子の社長復帰が決定されております。コーポレートガバナンス・コードにおいては、上場会社の独立社外取締役会の責務として「経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと」(原則 4-7 (i))を掲げています。当社においては、まさに社外取締役が、社長人事を通じて、このような経営の監督を行ってきており、当社現任の社外取締役は、コーポレートガバナンス・コードが求める資質を備えたものであると評価しております。

当社においては、このように社外取締役がガバナンス機能の回復において重要な役割を果たしてきたことを踏まえ、今回の株主総会において、現任社外取締役全員を再任すると共に、実務の経験に満ちた新任の 4 名を加えた計 6 名(これは取締役定員の過半数となります。)の社外取締役選任議案を会社提案として上程しております。

このように当社は、大塚久美子現社長のリーダーシップの下、コーポレートガバナンス・コードの目指す趣旨に深く賛同し、その施行に先立って、新経営体制においては、国内最高レベルのガバナンス体制の構築を計画しております。

なお、勝久氏による株主提案においては社外取締役5名が候補者とされておりますが、勝久氏は上記のようにガバナンス機能回復に重要な役割を果たした現任社外取締役を候補から除外しております。現に、これまでの当社経営の中で独立した経営監督を行うことで資質を示している現任社外取締役を全員候補から外していることは、提案株主の提案についてはコーポレートガバナンス・コードの趣旨に照らし、重大な矛盾を抱えていると考えております。(また、既に当社の本年2月17日付け「株主総会における当社取締役会意見について」でも述べましたように、株主提案候補者には女性は含まれておらず、その点でも、「社内における女性の活用促進を含む多様性の確保」を求めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨にもとるものとなっております。)

コーポレートガバナンス・コードにおいては、株主の皆様もまたコーポレートガバナンスの改善に向けての重要なパートナーとして位置付けられております。例えば、コーポレートガバナンス・コードにおいては、基本原則1-4におきましては、政策保有の株主様におかれても、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきとされており、また、昨年2月に金融庁が公表した『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(以下「スチュワードシップ・コード」といいます。)とは、「いわば『車の両輪』であり、両者が適切に相まって実効的なコーポレートガバナンスが実現されることが期待される」とも指摘されています。

既に多くの株主様からは、当社のコーポレートガバナンス・コードを踏まえたガバナンス強化のコミットメントを含む企業価値向上についてご理解とご支援を得ておりますが、改めて株主の皆様におかれましても、また、機関投資家株主の皆様においては、スチュワードシップ・コードも施行されていることも踏まえ、かかる現状を十分にご考慮のうえ、国内最高レベルのガバナンス体制の構築とそれを踏まえた企業価値向上という観点から、深慮ある議決権の行使をお願い申し上げます。

以上